

北海道社会福祉審議会運営規程

(昭和39. 2. 17 審議会決定)

(目的)

第1条 この規程は、北海道社会福祉審議会条例（平成12年3月29日北海道条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定により、北海道社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 条例第4条に基づき委員長があらかじめ指名する委員は、副委員長とする。

(会議)

第3条 審議会は、毎年1回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 身体障害者福祉専門分科会

(3) 児童福祉専門分科会

2 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長に事故あるときは、それぞれの専門分科会において、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 専門分科会は、必要のつど専門分科会長が招集することとし、専門分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。ただし、専門分科会については、専門分科会委員の4分の1以上の請求があったときに、専門分科会長がこれを招集する。

5 専門分科会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 民生委員審査専門分科会における議決は、これをもって審議会の議決とする。ただし、この場合にあつては、その結果を事後の総会に報告するものとする。

8 民生委員審査専門分科会における審議事項については、委員の都合等により、民生委員審査専門分科会長が会議を開催することが困難と認めるときは、文書により委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。

(部会)

第5条 次の専門分科会に部会を置き、それぞれ各号に掲げる事項について調査審議するものとする。
ただし、必要に応じその他の部会を置くことができる。

(1) 身体障害者福祉専門分科会

ア 審査部会

- (ア) 身体障害者の障害程度の審査に関する事
- (イ) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定に関する事
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定に関する事
- (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条及び第28条の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定等に対する不服申立に関する調査審議に関する事

(2) 児童福祉専門分科会

ア 検証・処遇部会

- (ア) 施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事
- (イ) 死亡事例等の重大事例の検証に関する事
- (ウ) 被措置児童等虐待の防止に関する事
- (エ) 一時保護の継続及び里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事

イ 里親・保育部会

- (ア) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置の認可に関する事
- (イ) 児童福祉法第46条第4項の規定による保育所の事業停止命令に関する事
- (ウ) 児童福祉法第59条第5項の規定による認可外保育施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する事
- (エ) 児童福祉法施行令第29条の規定による里親の認定に関する事
- (オ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可に関する事
- (カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する事
- (キ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取り消しに関する事
- (ク) 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第11条の規定による幼保連携型認定こども園に対する勧告に関する事

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名することとし、審査部会以外の部会に属すべき委員については、部会の属する専門分科会の委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 第1項の部会については、前条第2項から第8項の規定を準用する。この場合、同条中「専門分科会」及び「民生委員審査専門分科会」とあるのは「部会」に、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」に読み替えるものとする。

(精神障害者福祉に関する事項の調査審議)

第6条 審議会は、精神障害者福祉に関する事項を調査審議できるものとする。ただし、この場合にあっては、北海道精神保健福祉審議会において調査審議される技術的及び専門的な事項以外の事項を調査審議するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部総務課において処理する。

(委員長への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和39年2月17日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年2月24日から施行する。

附則

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附則

この規程は、平成12年6月21日から施行する。

附則

この規程は、平成13年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月15日から施行する。

附則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

附則

この規程は、平成20年3月10日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月10日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月8日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月18日から施行する。